

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表(案)

現行	改正案
<p>2 事務の取扱いに関する一般的事項 (新設)</p>	<p>2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>2-7 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p><u>信託会社等による当局への申請・届出等及び当局から信託会社等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u></p> <p><u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</u></p> <p><u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、信託会社等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</u></p> <p><u>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界</u></p>

現行	改正案
(新設)	<p><u>全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</u></p> <p><u>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、2-8に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</u></p> <p><u>2-8 申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>2-7を踏まえ、信託会社等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</u></p> <p><u>なお、金融庁がホームページにおいて掲載するe-Govを利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Govを利用した提出についても可能とする。</u></p>

現行	改正案
<p style="text-align: right;">(別紙 1)</p> <p style="text-align: center;">立入検査の基本的な手続</p> <p>本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。</p> <p>立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。</p> <p>そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。</p> <p>したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。</p> <p>上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。</p> <p>1. ～ 5. (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別紙 1)</p> <p style="text-align: center;">立入検査の基本的な手続</p> <p>本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。</p> <p>立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。</p> <p>そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。</p> <p>したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。</p> <p>上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。</p> <p><u>なお、本基本手続の書面・対面に係る記載については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p>1. ～ 5. (略)</p>

現行	改正案
<p>【様式・参考資料編】 別紙様式第12</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">営業保証金に代わる契約の変更承認について</p> <p>年 月 日付で申請のあった標記のことについては、信託 業法施行令第10条第3号に基づき承認します。</p> </div>	<p>【様式・参考資料編】 別紙様式第12</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">財務(支)局長</p> <p style="text-align: center;">営業保証金に代わる契約の変更承認について</p> <p>年 月 日付で申請のあった標記のことについては、信託 業法施行令第10条第3号に基づき承認します。</p> </div>
<p>別紙様式第13</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">財務(支)局長 印</p> </div>	<p>別紙様式第13</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">財務(支)局長</p> </div>

現行	改正案
<p style="text-align: center;">営業保証金に代わる契約の解除承認について</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付で申請のあった標記のことについては、信託 業法施行令第10条第3号に基づき承認します。</p>	<p style="text-align: center;">営業保証金に代わる契約の解除承認について</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付で申請のあった標記のことについては、信託 業法施行令第10条第3号に基づき承認します。</p>
<p>別紙様式第14</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>	<p>別紙様式第14</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>
<p style="text-align: right;">文 書 番 号</p> <p style="text-align: center;">保 管 証 書</p> <p>供託書正本 通</p> <p>1. 供託者名</p> <p>2. 供託所名・供託番号</p> <p>上記保管します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">財務(支)局長 印</p>	<p style="text-align: right;">文 書 番 号</p> <p style="text-align: center;">保 管 証 書</p> <p>供託書正本 通</p> <p>1. 供託者名</p> <p>2. 供託所名・供託番号</p> <p>上記保管します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">財務(支)局長</p>

現行	改正案
<p>別紙様式第18 (A4)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">管理型信託業の登録〔登録の更新〕について</p> <p>年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録〔登録更新〕をしましたので、通知します。 なお、登録の有効期間は、登録〔登録更新〕の日から起算して3年とする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>登録〔登録更新〕年月日 年 月 日 登録番号 財務(支)局長(信)第 号</p>	<p>別紙様式第18 (A4)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">財務(支)局長</p> <p style="text-align: center;">管理型信託業の登録〔登録の更新〕について</p> <p>年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録〔登録更新〕をしましたので、通知します。 なお、登録の有効期間は、登録〔登録更新〕の日から起算して3年とする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>登録〔登録更新〕年月日 年 月 日 登録番号 財務(支)局長(信)第 号</p>
<p>別紙様式第19 (A4)</p>	<p>別紙様式第19 (A4)</p>

現行	改正案
<p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">管理型信託業の登録〔登録の更新〕の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった管理型信託業の登録〔登録の更新〕申請については、下記の理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否の理由</p>	<p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">財務(支)局長</p> <p style="text-align: center;">管理型信託業の登録〔登録の更新〕の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった管理型信託業の登録〔登録の更新〕申請については、下記の理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否の理由</p>

